

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月24日

【会社名】 株式会社C A I C A

【英訳名】 C A I C A I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 伸

【本店の所在の場所】 東京都目黒区大橋一丁目5番1号

【電話番号】 03-5657-3000(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 山口 健治

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区大橋一丁目5番1号

【電話番号】 03-5657-3012(直通)

【事務連絡者氏名】 総務人事部 内藤 哲

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 0円
(注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
5,770,648,016円
(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2020年5月31日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)360,665,501株に行使代金16円を基準として算出した見込額です。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には実際に新株予約権の行使により発行される株式数が上記発行済株式総数を下回り、または2020年8月5日(以下「条件決定日」といいます。)における終値(終値がない場合はその翌営業日の終値)が32円を下回る場合には実際の新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が上記金額を下回るため、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。なお、「終値」とは、一定の日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいいます。以下同じ。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年6月18日付で提出いたしました有価証券届出書について、記載内容に不足があり、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

1 . 臨時報告書の提出について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第三部 【追完情報】

<訂正前>

1 . 臨時報告書の提出について

第四部 組込情報の第31期有価証券報告書の提出日（2020年1月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2020年6月18日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2020年1月31日提出の臨時報告書）

（2020年4月30日提出の臨時報告書）

（2020年6月15日提出の臨時報告書）

<訂正後>

1 . 臨時報告書の提出について

第四部 組込情報の第31期有価証券報告書の提出日（2020年1月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2020年6月18日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2020年1月31日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2020年1月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年1月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行に伴い、当社を吸収分割会社とし、当社100%出資の吸収分割準備会社である株式会社カイク分割準備会社を吸収分割承継会社とする会社分割（吸収分割）により、当社が営む「情報サービス事業」を承継する契約について承認いただくものであります。

なお、効力発生日は2020年3月1日（予定）であります。

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案に係る吸収分割の効力発生を条件として、その効力発生日もって、持株会社体制に移行することに伴い、定款第1条（商号）及び第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、鈴木伸、山口健治、八木隆二、佐藤元紀、川崎光雄、幾石純及び島村和也の7名を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、細木正彦1名を選任するものであります。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 吸収分割契約承認の件	1,301,075	54,931	0	(注)2	可決 95.24
第2号議案 定款一部変更の件	1,309,153	46,853	0	(注)2	可決 95.83
第3号議案 取締役7名選任の件					
鈴木 伸	1,288,416	67,560	0	(注)1	可決 94.32
山口 健治	1,284,543	71,433	0		可決 94.03
八木 隆二	1,284,116	71,860	0		可決 94.00
佐藤 元紀	1,282,095	73,881	0		可決 93.85
川崎 光雄	1,284,367	71,609	0		可決 94.02
幾石 純	1,263,711	92,265	0		可決 92.51
島村 和也	1,284,400	71,576	0		可決 94.02
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)1	
細木 正彦	1,301,980	54,026	0		可決 95.31
第5号議案 ストックオプション として新株予約権を 発行する件	1,243,752	112,253	0	(注)2	可決 91.04

(注)1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2020年4月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の特定子会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1)当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

<u>名称</u>	<u>アイスタディ株式会社</u>
<u>住所</u>	<u>東京都港区南青山六丁目7番2号</u>
<u>代表者の氏名</u>	<u>代表取締役社長 中川 博貴</u>
<u>資本金</u>	<u>705百万円</u>
<u>事業の内容</u>	<u>法人向け学習管理システムの販売、eラーニング学習コンテンツの開発製造販売、有料職業紹介サービス等</u>

(2)当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

<u>当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数</u>
<u>異動前 15,903個(うち間接所有:353個)</u>
<u>異動後 14,831個(うち間接所有: 個)</u>
<u>当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合</u>
<u>異動前 40.00%(うち間接所有:0.89%)</u>
<u>異動後 37.31%(うち間接所有: %)</u>

(3)当該異動の理由及びその年月日

異動の理由
当社の特定子会社の異動を伴う株式売却を行うことを、2020年4月22日開催の取締役会において決議し、当該株式売却を2020年4月28日に市場内で行いました。当該株式売却により、アイスタディ株式会社は当社の特定子会社に該当しないこととなります。

異動の年月日
2020年4月28日

(2020年6月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1)当該事象の発生年月日

2020年6月11日（株式譲渡完了日）

(2)当該事象の内容

当社の持分法適用関連会社である株式会社クシムの全株式を売却したことによるものであります。

(3)当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2020年10月期第3四半期の個別決算において、関係会社株式売却益約405百万円を特別利益に計上する見込みです。連結決算においては、現在精査中であり未確定であります。